

「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携 (IT実装、BCP策定、グリーン調達の実施等)
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行 (「振興基準」) の遵守、特に、取引適正化の重点5分野 (①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」(2020年5月)において、導入を決定。
- 成長戦略実行計画(閣議決定)において「本年度中に2,000社の宣言」を目標を掲げており、2021年10月に目標を達成。1月21日時点で4,900社超の企業が宣言。(うち大手企業数(3億円超)の割合は1割程度)

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

材料費が高騰したので、
価格転嫁したい…
下請代金を手形ではなく
現金で支払って欲しい…



価格転嫁の
要望等

宣言!

親会社・発注者

下請事業者からの協議
の申し入れに応じる!
現金決済を行う! 等



望ましい
取引慣行

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 経産大臣、経済再生担当大臣(共同議長)
厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官(衆・参)
日商、経団連、連合
- ✓ 2020年11月の第2回は
総理・官房長官も出席。



3. 宣言を行うメリット

1. ロゴマークを利用可能
2. 補助金の加点(ものづくり補助金、省エネ補助金等)

